

| 陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書 |                 |
|------------------|-----------------|
| eラーニングコンテンツ作成等   | 仕様書番号           |
|                  | 教訓研本教-19        |
|                  | 作成 令和 6年 6月 14日 |
|                  | 変更 令和 年 月 日     |
| 作成部隊等名           | 教育訓練研究本部教育部     |

## 1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部が委託するeラーニングコンテンツ作成（以下、「コンテンツ作成」という。）について必要な事項を規定する。

## 2 コンテンツ作成に関する要求

### 2.1 内容

本コンテンツ作成は、全陸上自衛官に対して自学研鑽支援を図るため必要な教育資料を、一般書籍を基に民間企業の有する知識及びノウハウ等を活用してより効率的・効果的なコンテンツを作成するものとする。この際、一般書籍に対する著者、編者、原作者、翻訳者及び出版社の権利保護に留意するとともに、コンテンツ修正に必要なツール、テキスト等のデータについても取得し、適宜コンテンツ修正ができる態勢を整備する。

### 2.2 契約相手側に関する条件

契約相手側は応札の条件として、過去に携わった教材開発の事例を3件以上官側に提出すること。

### 2.3 区分、形式、数量及び納入時期

区分、形式、数量及び納入時期は、表による。

表一 品名、規格・形式、数量及び納入時期

| 品名  | 規格・形式   | 数量<br>(本) | 納入時期     |
|---|---|-----------|----------|
| eラーニング用動画<br>(上田篤盛『戦略的インテリジェンス入門』並木書房 鈴木和之『国際人道法入門編』内外出版社 片岡徹也『軍事の事 | ① 著作権許諾事前調査：官側（教育部作戦運用教育第1室）の指定する書籍を動画コンテンツ化するにあたり著作権許諾業務の要否について事前調査を行う。<br>この際、複数の著作物に対する事前調査を並行的に行い、著作権許諾に要する期間が短いと見積もられる書籍から動画作成を開始する。<br>事前調査期間は最大1ヶ月とするが、納入時期を考慮し、官側と調整・合意の上期間を定める。コンテンツ化の承諾を得、著者から利用費用を求められた場合は、官側に報告する。<br>調査過程、結果は調査結果として、官側に報告書を提出する。この際、著作件 | 3本        | R6.10.31 |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>典』東京堂出版)</p>  | <p>承諾が難航する場合は、官側と制作内容の調整を行う。</p> <p>構成案の作成：1本あたり10～15分のコンテンツとなるよう、官側の指定する書籍の要約、全体構成の作成、台本・絵コンテの制作を行う。この際、書籍に記載のある内容以外の事実と異なる内容や書籍に記載のある内容に対し、誤解を与えるような内容を加えてはならない。</p> <p>② 著作権許諾：構成案に基づき、動画制作にあたり要約・引用する箇所 of 著作権許諾を取得する。</p> <p>③ 動画制作：構成案に基づき原稿を読み上げた音声を挿入する。構成に応じ必要な図表・アニメーションを作成・挿入し、PPT 及び PDF 形式で作成し、官側に提出する。</p> <p>④ 次回制作物に係る著作権許諾事前調査：官側が動画コンテンツ化を予定する著作物4件に対する著作権許諾業務の要否について事前調査を行い、①同様調査報告書を提出する。</p> |  |  |
| <p>・上記①及び③の工程において、官側への報告書の提出及び対面での打ち合わせを3回を基準として行うものとする。</p> <p>・構成案によっては、1つの書籍に対し複数の動画を作成してコンテンツの時間を調整することがある。</p> <p>・音声について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 機械音声を使用する場合<br/>発音、イントネーションなどは可能な限り自然なものとし、違和のある箇所すべてに調整を行う。</li> <li>- ナレーター音声を使用する場合<br/>音声収録スタジオで収録を行い、過去1年以上eラーニングコンテンツのナレーションを担当したことがあるナレーターを起用する。</li> </ul> <p>・画像制作について<br/>著作権の条件をクリアしたものを使用し、素材サイトを利用した場合はそのサイト名を記載する。</p> |   |  |  |

- ・官側が動画コンテンツ化を予定する著作物4件について
  - ・Christopher Tuck ” Understanding Land Warfare (Second Edition) “ Routledge
  - ・マーク・M・ローエンタール 著, 茂田 宏 監訳『インテリジェンス 機密から政策へ』慶応義塾大学出版会
  - ・堀川 恵子『暁の宇品 陸軍船舶司令官たちのヒロシマ』講談社
  - ・金谷 治訳注『新訂 孫子』岩波書店

## 2.4 コンテンツ修正に必要なツール, テキスト等

納入されたコンテンツを必要に応じて修正できるよう, コンテンツ修正に必要なスライド, ナレーション原稿データ (PPT及びPDF) 及びMP4出力前の動画編集可能なデータをコンテンツ (フルHD (1920×1080), MP4) とともに納入する。

## 2.5 校正

本コンテンツ作成にあたり, 校正を行い, 品質の向上・確保を図る。

校正回数については, 3回を基準とし, 実施時期・細部要領については, 官側 (教育部作戦運用教育第1室) との調整による。

## 2.6 その他

契約の相手方は, 契約締結後, すみやかにかつ継続的に, 官側と調整を行うものとする。

## 3 品質保証

監督及び検査は, 官側が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 秘密保全

(1) 契約の相手方は, 本契約の履行に当たり, 直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに, 別途利用, その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また, 本契約終了後も同様とする。

(2) 契約の相手方は, 情報漏洩を防ぐため, プライバシーマークを取得・運営しているものとする。

(3) 契約の相手方は, 必ず窓口担当者を配置し, 孫請け, ひ孫請けでの開発を禁止する。

### 4.2 成果物に対する権利について

成果物に対する内容の加工・編集, 引用・配布に関する権利は, 陸上自衛隊教育訓練研究本部に属する。

### 4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は, この仕様書について疑義を生じた場合, 契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。